

# 倫理規程

有限会社まごのて

(総則)

第1条 この規程は、有限会社まごのて（以下「会社」という。）の全ての取締役及び従業員が順守すべき倫理基準について定める。

(適用)

第2条 この規程は、取締役及び従業員に適用する。

(基本態度)

第3条 取締役及び従業員は、会社の取締役及び従業員であることを自覚し、清潔な態度で業務を遂行しなければならない。

(守秘義務)

第4条 取締役及び従業員は、開示が認められる又は法的に義務づけられている場合を除き、顧客情報を含む職務上知り得た情報その他会社に関する情報を機密として保護しなければならない。

(会社資産の保護と適切な利用)

第5条 会社の資産は適切な目的にのみ利用されなければならない。そして、取締役及び従業員は、会社の資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

(記録保持)

第6条 取締役及び従業員は社内規定に基づき、業務及び財務に関する書類等を正しく作成し、所定の期間保存しなければならない。また、虚偽の書類作成や意図的な関係書類の隠匿又は破棄は厳に行なってはならない。

(環境問題への取組)

第7条 会社は、環境保護に対する責任を常に意識し、環境問題に積極的に取り組むものとする。

(社会貢献)

第8条 会社は、企業市民の一員として社会の様々な活動に積極的に参加し、貢献していくものとする。

(人権の尊重)

第9条 会社は、人権を尊重し、国籍・民族・性別・年齢・人種・宗教・信条・障害の有無を理由とする差別やハラスメントを一切行なわないものとする。

(職場環境)

第10条 会社は、平等な雇用機会を確保し、取締役及び従業員に対して健全で働きやすい職場環境を維持するものとする。

(私的利益追求の禁止)

第11条 取締役及び従業員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第12条 会社は、株主総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いて行なわなければならない。

2 取締役及び従業員は、補助金・助成金等を受ける事業を行なうにあたり、その交付者である行政機関その他の団体との間の利益相反行為をしてはならない。また、関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

3 取締役及び従業員が会社と利益相反が生じる可能性がある場合は、その事実について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第13条 取締役及び従業員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第14条 会社は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(事情説明)

第15条 取締役及び従業員がこの規程に違反する行為を行なっているという疑義が発生したときは、倫理委員会は取締役及び従業員に対し、事情説明を求めることがある。

2 倫理委員会から事情説明を求められた取締役及び従業員は、倫理委員会に対し事情を説明し事実を明らかにしなければならない。

3 倫理委員会での調査結果は、役員会に報告する。

(懲戒)

第16条 本規程に違反した従業員は、倫理委員会からの報告を基に役員会で懲戒処分が付すると裁定された場合には、就業規則第46条の規定により処分する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は社長の決裁にて行う。

附則

本規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。